最終更新日：2016年3月14日

株式会社 丸山製作所
代表取締役社長 尾頭　正伸
問合せ先：人事総務部総務課
証券コード：6316
http://www.maruyama.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、「誠意をもって人と事に當ろう」という「社是」にあるように、誠実に社会的責任を果たすことで、社会から広く信頼を得ることを経営の最重要課題として取り組んでまいりました。
そして当社では、株主・お客様・取引先・地域社会・従業員などの立場を踏まえた上で、透明・公正・果断な意思決定を行うために、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を積極的に推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

［補充原則1-1-1 議決権行使状況の分析］
当社は、次回の株主総会より、株主総会における決議事項の議決権行使結果を取締役会へ報告することとします。また、取締役会では、反対数が20%以上あったと認められる議案については、反対要因の分析を行い、株主との対話を含めて対応を検討します。

［補充原則1-2-4　議決権の電子行使と招集通知の英訳］
当社は、現在の株主構成において、海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや株主総会招集通知の英訳には対応していません。今後、海外投資家比率等の推移を踏まえ、引き続き検討します。

［原則3-1(5)　情報開示の充実］
取締役の選任・指名については、株主総会招集通知に略歴等を掲載しており、社外取締役については、個々の選任理由を株主総会招集通知に記載しています。
なお、平成28年度の取締候補者の指名から、その指名理由を株主総会招集通知に記載いたします。

［補充原則4-1-2　中期経営計画］
当社は、3年間の中期経営計画を策定し、グループ全体でその目標達成に向け、取り組んでいます。現在、平成28年10月から開始される次期中期経営計画を策定中であり、策定できしだい、開示します。また、中期経営計画は、業績、社会情勢等を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際には、株主総会や当社ウェブサイト等で説明を行います。

［補充原則4-1-3　後継者のプランニング］
当社は取締役候補者の指名に関しては、任意の機関である役員選任諮問委員会で審議の上、取締役会で決議する体制としていますが、後継者の計画（プランニング）までは行っていません。
今後、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について、その要否も含め検討します。

［補充原則4-2-1　経営陣の報酬］
当社の取締役の報酬は現金報酬のみとなっています。
今後、自社株報酬の導入など、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度について検討します。

［補充原則4-11-3　取締役会全体の分析・評価］
当社では、取締役から提案のあった取締役会の運営に関する意見を積極的に反映させ、取締役会全体の実効性について改善に努めてまいりました。今後、取締役会全体の実効性向上のための分析・評価の方法を検討します。

［原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表］
当社は現行の中期経営計画を公表していません。
平成28年10月から開始される次期中期経営計画が策定できしだい、その中で基本的な経営方針や経営戦略・目標等を開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則1-4　政策保有株式］
1.政策保有に関する方針
事業の拡大、継続的な発展のためには、様々な企業との協力関係が必要と考えています。
当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合には、政策保有株式として保有していく方針です。
2.議決権の行使に関する方針
議決権の行使は、投資先企業の経営方針・経営状況を確認した上で、中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかの視点に立って、議決権の行使を判断します。

［原則1-7　関連当事者間の取引］
当社では、「取締役会規則」において、取締役が利益相反取引又は競業取引を行う場合は、あらかじめ取締役会の承認を得なければならないと規定しています。
また、当社が主要株主等と取引を行う場合は、「取締役会規則」「稟議規程」に基づき、重要性の高いものについては、取締役会の承認を得なければならないとしています。

［原則3-1　情報開示の充実］
1.経営理念等、経営戦略、経営計画
当社の経営理念及び行動指針については、当社ホームページに掲載しています。
中期経営計画は、今後策定して開示していく予定です。

2.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書「1.1基本的な考え方」に記載の通りです。

3.取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社の役員報酬は、株主総会で決定された範囲内で各取締役の職責と成果を反映させる体系としています。各取締役の報酬については、代表取締役会長、代表取締役社長、社外取締役で構成される任意の機関である役員報酬諮問委員会で審議し、決定しています。
また、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、一定金額の報酬を設定しています。

4.経営陣幹部の選任と取締役の指名を行うにあたっての方針と手続き
取締役候補者の指名にあたっては、人格・見識・専門分野における知識・経験を有するとともに、的確かつ迅速な意思決定ができるか、との観点から総合的に判断しています。
社外取締役候補者の指名にあたっては、出身各分野での豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対する監査・監督機能強化に活かせる、との観点から総合的に判断しています。
上記の方針に基づき、代表取締役会長、代表取締役社長、社外取締役で構成される任意の機関である役員選任諮問委員会で協議した結果を取締役会に提案し、決議しています。

[補充原則4-1-1　取締役会の責務・役割]
当社は、取締役会規則を制定し、取締役会で決議すべき事項を明確にしています。
また、取締役会で付議されない事項については、業務執行取締役に委任し、稟議規程に基づき詳細かつ具体的に決定しています。

[原則4-8　独立社外取締役の有効な活用]
当社は、平成27年12月17日開催の第80回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。社外取締役としては監査等委員である3名と監査等委員以外の1名の合計4名を選任しており、それぞれの専門的な知識・経験から、取締役会・業務執行会議などにおいて、適宜助言をいただいています。

[原則4-9　独立社外取締役の独立性の判断基準及び資質]
当社は、会社法の定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める基準に加え、独立した立場から当社経営の意思決定の健全性・適正性・透明性を確保するための助言をいただける豊富な経験と幅広い見識を備えた社外取締役を選定しています。

[補充原則4-11-1　取締役の選任に関する方針・手続き]
当社の取締役会は、研究開発・製造・販売・経営・財務等、各分野において経験豊富で高い見識を有するもので構成し、更に社外取締役を選任することで、独立した立場からの意見を経営に取り入れることとしており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に配慮した構成になっています。
また規模に関しては、監査等委員以外の取締役9名以内、監査等委員の取締役4名以内と定款に定めています。
手続きについては、「原則3-1」に記載の通りです。

[補充原則4-11-2　取締役の兼務状況]
当社では、取締役が他の会社役員兼任又は重要な外部団体役員に就任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規則で定めています。
また、取締役の兼務状況は、毎年「株主総会招集通知」・「有価証券報告書」に記載しています。

[原則4-14-2　取締役のトレーニング]
当社では、取締役が自らに求められる役割・責任を果たすために必要な知識や情報の習得のために、適宜研修会等に参加して研鑽に努めるようにしています。

[原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主の理解が重要であると認識しています。株主には当社の経営方針を理解していただけるように説明し、建設的な対話により、長期的な信頼関係を築くように努めていきます。
当社では、株主との対話全般については人事総務部が窓口となり、株主の意見・懸念は、随時、担当取締役である管理本部長に報告し、管理本部長は取締役会に適宜報告することとしています。
また人事総務部は、IR関連部署である経理部・経営企画室などと社内連携して情報開示に努め、ホームページの充実を図っています。
今後は個別面談のほかに決算説明会や工場見学会等のIR活動を検討いたします。
また、株主との対話においては、インサイダー情報の管理に配慮しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	2,100,433	4.17
農林中央金庫	2,052,411	4.08
株式会社千葉興業銀行	1,625,879	3.23
みずほ信託銀行株式会社	1,400,000	2.78
クレディ　スイス　ルクセンブルグ　エスエー　オンビハーブ　オブ　クライアンツ	1,398,000	2.77
丸山製作所取引先持株会	1,195,497	2.37
株式会社クボタ	954,000	1.89
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	767,304	1.52
丸山製作所従業員持株会	744,330	1.47
三井住友信託銀行株式会社	734,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小松　豊	他の会社の出身者					△						
砂山晃一	他の会社の出身者					△						
土岐敦司	弁護士											
税所正明	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松　豊			・日油株式会社社外取締役	金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、また、当社社外監査役を8年間、当社社外取締役を2年間経験していることから、当社の経営全般に対する助言が可能であると判断しております。
砂山晃一	○		―――	金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、これまで当社常勤の社外監査役として、取締役会や経営会議に出席し、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいており、今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したためであります。
				弁護士として培われた専門的な知識や豊富な経験、幅広い見識に基づき、これまで当社の社外監査役として、取締役会に出席し、法律の

土岐敦司	○	○	・成和明哲法律事務所	専門家の立場から当社のガバナンス体制確立に大きく寄与されました。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から、当社の監査・監督はもちろんのこと、更なるガバナンス体制の強化に資すると判断したためであります。また、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる可能性はないと判断しております。
税所正明	○		・第一生命農林中金ビル管理株式会社代表取締役常務	金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、これまで当社の社外監査役として、取締役会に出席し、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいており、今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

・監査等委員会付の使用人が監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないようにします。
・監査等委員会付の使用人について、異動、配属などの人事異動を行う場合は、監査等委員会との連携をはかりつつ、事前に承諾を得ます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会は、会計監査人による監査実施に立会い、報告を受けるほか、期末においては監査意見形成に係る事項の意見交換を十分に行い、総合的に監査報告書における監査結果を取りまとめます。
・当社の内部監査については、内部監査室(3名)が独立した立場から、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守および資産の保全に関して検討・評価活動を行っております。
・内部監査の結果については、代表取締役社長の承認を受けた後、管理担当取締役、監査等委員会に報告するとともに、該当部門に対して改善指導を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員選任諮問委員会	4	3	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	4	3	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

・役員選任諮問委員会
取締役候補者について審議し、株主総会に提出する取締役選任および解任に関する議案の内容を取締役会に付議します。

・役員報酬諮問委員会
取締役の個人別の報酬等の内容を審議、決定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役に対するインセンティブ付与については、今後の検討課題と考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、開示しております。
取締役および監査役の報酬等の額（第80期　平成26年10月1日から平成27年9月30日）
取締役10名　215百万円（うち社外1名8百万円）
監査役4名　　45百万円（うち社外3名25百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

・社外取締役（監査等委員を除く）には専従の使用人は配置しておりませんが、人事総務部がサポートを行っております。
・監査等委員である社外取締役については、監査等委員会付として会社業務において経験豊富な専属の使用人を1名以上置き、監査等委員会の職務の補助を行います。
・取締役会の開催に際しては、事前に資料を配布し、必要に応じて事前に議案の内容に関して説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置しております。

取締役会を経営の最高機関として法令及び取締役会規則に定められた内容及びその他重要事項を決定するとともに、グループ会社各社の業務執行状況を監督しております。
また、当社の取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち社外取締役1名）と、監査等委員である取締役3名（社外取締役）で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、取締役の業務執行に関する監督及び監視の強化を図るとともに、適宜、提言及び助言を行うことで、透明性と機動性を確保する体制としております。
監査等委員会は社外取締役3名で構成されており、独立した立場で取締役の職務執行を監査いたします。
監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会、業務執行会議、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、また、関係資料を閲覧し、監査を実施いたします。
会計監査人は監査法人大手門会計事務所を選任しており、会計および会計に係る内部統制の適正および適法性について第三者としての視点により助言・指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することに加え、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置く監査等委員会設置会社を選択しております。
取締役12名のうち4名は社外取締役（うち3名は監査等委員）であり、経営に対する監視・監督機能も十分に確保される体制となっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、法令で定められた発送期限よりも早期発送を実施しております。
その他	当社は12月総会ですが、開催日を20日前後に設定し、株主総会の早期開催を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.maruyama.co.jp）において、決算情報、適時開示情報、株主総会情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	人事総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是である「誠意を持って人と事にあたろう」をもとに、経営理念、行動指針、行動規範を制定し、ステークホルダーに対し、誠実な行動をとることを宣言しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	丸山グループ企業行動規範に、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行ない、企業情報を積極的かつ公正に開示します。」という遵守事項を制定し、適時適切な情報開示に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は次のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと捉え、CSR委員会が策定し、取締役会が制定した「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」を、当社グループ役職員全員に配布するとともに、コンプライアンスマインドを浸透させるための啓発・研修を定期的に実施します。
（2）コンプライアンス上の問題が発生した場合に備え、社内外に当社グループ内部者からの公益通報を受付ける報告・相談窓口（ホットライン）を設置するなど、未然防止のための牽制および迅速な対応が取れる内部通報体制の整備をし、「公益通報者保護規程」により、通報者の保護を徹底します。
（3）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引を含め一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。そのために所管部署、対応方法などを定めるなど必要な体制を整備します。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）定款および取締役会規則に従い、株主総会議事録、取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理します。なお、それらの資料についても同様に適切な保存、管理を行います。
（2）業務執行会議、経営会議、合同経営会議、各種委員会などの重要な社内会議の議事録および資料については、文書管理規程により、適切に作成、保存、管理を行います。
（3）稟議規程に従い、取締役決裁の稟議書を適切に保存、管理します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1） 企業経営に対する重大なリスク（大規模な事故、災害、不祥事、トラブル等）が発生した場合に備え、危機管理担当取締役は、「危機管理対応マニュアル」を定期的に見直し、充実をはかるとともに、これらの問題の発生を予防するための対策を講じます。また、事業継続を確保するための事業継続計画（BCP）を策定し適時の見直しを実施します。
（2）当社グループに関わる重要な問題が発生した場合、危機管理担当取締役はCSR委員会を速やかに招集し、対策を検討するとともに、指名された担当取締役は対策を適切に実施します。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 取締役会、業務執行会議、経営会議、合同経営会議、CSR委員会などの会議体を適切に活用することで、意思決定が迅速かつ合理的に行える社内体制を維持していきます。
（2）取締役の業務分担、各部門の職務分掌、職務権限などの社内規程を整備、見直しながら、効率的に職務が執行できる社内体制を充実していきます。
（3）社長直属の内部監査室は、内部監査基準に基づきグループ各社を含む全社の業務運営を監査します。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社グループの主要な役員（常勤の監査等委員を含む。）で構成する「業務執行会議」、「経営会議」、また、当社グループ全役員で構成する「合同経営会議」を年間計画に基づき開催し、グループ会社の財務状況及びその他の重要な情報等について定期的に報告することにより、意思疎通及び情報交換をはかり、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
（2）当社グループにおいて、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、当社グループの取締役は危機管理担当取締役に報告します。報告を受けた危機管理担当取締役はCSR委員会を速やかに招集し、事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じます。
（3）当社グループは、「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」に記載された企業行動規範を含む法令を遵守します。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会付として会社業務において経験豊富な専属の使用人を1名以上置き、監査等委員会の職務の補助を行います。

7. 監査等委員会の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査等委員会付の使用人が監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないようにします。
（2）監査等委員会付の使用人について、異動、配属、懲戒などの人事異動を行う場合は、監査等委員会との連携をはかりつつ、事前に承諾を得ます。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
（1） 当社グループの取締役及び使用人は、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、当該事項について、危機管理担当取締役に直ちに報告するものとし、危機管理担当取締役はその事項が次の事項に該当した場合は、監査等委員会に遅滞なく報告するものとします。
a. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
b. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
c. 内部通報による報告を含む、重要なコンプライアンス違反
d. その他会社経営上の重要な事項
（2）監査等委員会付の使用人が前項に関して重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接遅滞なく報告します。
（3）当該報告を行ったことにより不利益取扱を受けることのないよう、報告者の保護を徹底します。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査等委員会の指示に基づく監査等委員会付使用人の調査や情報収集に対して、当社グループ各部門は迅速に対応・協力します。
（2）監査等委員会から業務執行に係る報告を求められた場合は、担当取締役又は使用人が速やかに報告を行います。
（3）監査等委員は、「業務執行会議」「経営会議」「合同経営会議」をはじめとする重要な全ての社内会議・各種委員会などに、無条件で出席することができるものとします。
（4）代表取締役等と監査等委員が定期的に情報交換する場を設けます。
（5）監査等委員の監査業務を抑制することのないよう、職務の執行に必要な費用の前払い及び償還を受けることができるものとします。

10. 財務報告の適正を確保するための体制の整備
（1）内部監査室が財務報告の適正を確保するための内部統制システムの整備・運用状況を適切に評価します。
（2）財務報告の適正を確保するための内部統制システムをより一層有効なものにするために、内部統制推進委員会を中心に体制の整備ならびに適切な運用を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社グループでは、全社員が遵守すべき項目として丸山グループ企業行動規範を定めており、反社会的勢力の排除に関しては、規範内において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的および団体とは取引を含め一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応する」ことを表明しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）人事総務部長を不当要求防止責任者として任命し、警察署に選任届けを提出し、不当要求による会社及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行なっています。
（2）人事総務部総務課を対応専門部署とし、総務課長が窓口となり、社員からの相談の受付、情報の集約、発信などを行ない、注意を喚起するなど予防措置をとっています。
（3）人事総務部総務課内に警察署、特防連、暴追センター、顧問弁護士等の外部機関の窓口となる専門担当者を置いています。
（4）「丸山グループコンプライアンスマニュアル」の中に反社会的勢力との関係遮断に関する遵守事項を記載し、当社グループ全員に配布し、周知するとともに、社内教育を実施しています。
（5）反社会的勢力との関係遮断に関する具体的な行動マニュアルを整備し、マニュアルに基づいて実行することにより、反社会的勢力および団体による被害防止、関係遮断に取り組んでいます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

